第117　少数株主持分

［1　略］

2　特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注79)

＜注79＞［略］

第118　［略］

第119　［略］

第120　関連会社等に対する持分法の適用

1　連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注80)

［2～4　略］

＜注80＞［略］

第121　表示区分

［1　略］

2　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注81)

＜注81＞［略］

第122～第129　［略］

第130　関連公益法人等の情報開示

関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節　連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注82)

＜注82＞［略］

第131　関連公益法人等の範囲

1　関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注83)

［2～4　略］

＜注83＞［略］

第132　［略］

第133　連結セグメント情報の開示

［1　略］

2　開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注84)

＜注84＞［略］

第134　［略］

第116　少数株主持分

［1　同左］

2　特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注78)

＜注78＞［同左］

第117　［同左］

第118　［同左］

第119　関連会社等に対する持分法の適用

1　連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注79)

［2～4　同左］

＜注79＞［同左］

第120　表示区分

［1　同左］

2　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注80)

＜注80＞［同左］

第121～第128　［同左］

第129　関連公益法人等の情報開示

関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節　連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注81)

＜注81＞［同左］

第130　関連公益法人等の範囲

1　関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注82)

［2～4　同左］

＜注82＞［同左］

第131　［同左］

第132　連結セグメント情報の開示

［1　同左］

2　開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注83)

＜注83＞［同左］

第133　［同左］